

地方整備局営繕工事検査基準（案）（平成28年版）【概要】

■目的・概要

営繕工事において「会計法」に基づく検査の適切な実施を図ることを目的として、検査職員が適切な検査を実施するために必要な事項を定めています。

■主な内容

- ・ 検査の内容
- ・ 工事実施状況の検査
- ・ 出来形の検査
- ・ 品質の検査

■主に使用する時期

「会計法」に基づく検査時（完成検査・一部完成検査・既済検査）

■適用に当たっての留意事項

各地方整備局の営繕工事において、発注者が行う工事検査の標準案を示したものです。